

## 狩猟犬に関する注意事項

1. 狩猟犬も通常の飼い犬同様、生後90日以上の子犬は狂犬病予防に基づき登録が必要です。
2. 狩猟犬を含むすべての犬は、係留しておく義務があります。  
狩猟などに際しては、例外として係留をとくことが認められていますが、犬の係留を解く場合は、現場における安全確認を徹底し、人身事故などの発生防止に努めてください。
3. 所有する犬には、連絡先を記入した名札・鑑札等を常に装着してください。
4. 万が一、狩猟犬が逸走してしまった場合は、徹底して収容に努めるとともに、滋賀県動物保護管理センターに、失踪場所、犬の特徴を速やかに届けてください。
5. どんな状況でも、呼び戻しができるよう訓練を徹底してください。